

越生町地域公共交通協議会要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に関することを行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183条）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、その旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、越生町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 町の公共交通のあり方に関する事。
- (2) 計画の策定及び変更に関する事。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施及び評価に関する事。
- (4) 地域の実情に応じた公共交通の態様、運賃及び料金等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関する事。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の内から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長又はその指名を受けた者
- (2) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名を受けた者
- (6) 道路管理者又はその指名を受けた者
- (7) 警察署長又はその指名を受けた者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、専門の事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、越生町企画財政課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、国庫補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員は、会議に出席したときは、予算の範囲内において費用弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償の額は、日額1,500円とする。

(守秘義務)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。